

政策情報学会

第 14 回 研究大会



2018 年 12 月 1 日 (土)

会場 龍谷大学 大宮学舎

政策情報学会第 14 回研究大会 開催にあたって

テーマ：「語りと政策情報」

「政策」という言葉を用いるとき、どうしても私たちはその主体として行政を思い浮かべる。そのこと自体は決して間違いではないが政策主体は行政だけではないし、行政の政策過程にも多くの主体が関係している。

これまで、政策情報学会ではそうした諸主体について「インターメディアイト」としての役割に注目してきた。つまり、行政のみならず政策主体となるものが異なる主体間をつなぐ役割をも担う必要が論じられてきた。また第 13 回研究大会では、さまざまな主体を巻き込んでいく人を「トランスメディアイター」と呼んで注目したことは記憶に新しい。

確かに、多様な主体を繋ぐ（メディアイトする）ことは重要であるが、それではここで「繋げられる多様な主体」の実態に私たちはどうアプローチしていくことが可能だろうか。私たちは日常生活で常に政策的なるものを意識しているわけではないが、そうした「ふつうの生活者」たる私たちこそがメディアイトされる多様な主体を構成しているはずである。その私たちは、必ずしも「市民（citizen）」として語られるような公共的意識の高い主体ではないのではないか。そして、意識の高い市民だけに注目することは政策情報の捉え方としては不十分ではないだろうか。なぜなら、政策を形成する過程には「ふつうの生活者」が価値創造に参画することが重要だからである。

こうした問題意識から、今大会ではメディアイトする側からメディアイトされる側へと焦点を移し、生活者の声を丹念に拾い集め社会を分析する手法から学びを得たい。そこで基調講演には、『同化と他者化』に代表される沖縄の生活史研究を始めとする数多くの論考を出されている岸政彦先生（立命館大学）をお願いした。岸先生の業績は「政策」を直接の対象としたものではないが、基調講演をうかがった上でパネルディスカッションにより、本学会が生活史研究をどう位置づけられるか参加者の皆さんと議論を深めたい。

政策情報学会第 14 回大会実行委員長
龍谷大学社会学部
笠井賢紀

大会参加要領

- (1) 日時・場所 2018 年 12 月 1 日（土）10:00～17:10（受付：9:30～16:00）
龍谷大学大宮学舎東翼
- (2) 大会参加費 一般会員・学生会員・非会員 1,000 円
※学生会員の方は身分証明書をご提示下さい。
※龍谷大学の学部・大学院生は無料（学生証をご提示下さい）。
- (3) 懇親会費 一般会員・学生会員・非会員 4,000 円
※懇親会費は事前に大会受付にてお支払い願います。
- (4) 研究発表 1 人あたり発表 15 分＋質疑 5 分
- (5) 大会本部 〒520-2194 滋賀県新津市横谷 1-5
龍谷大学社会学部 笠井研究室 宛
- (6) 学会事務局 <本部>
〒567-8570 大阪府茨木市岩倉町 2-150
立命館大学 仲上健一研究室
E-Mail : info@policyinformatics.org
<関東支部>
〒272-8512 千葉県市川市国府台 1-3-1
千葉商科大学 7 号館 2 階気付
- (7) 使用会場
- | | |
|-----------------|---------------|
| 開会式 | 東翼 3 階 301 教室 |
| 研究発表（研究大会賞選考報告） | 東翼 3 階 301 教室 |
| 研究発表（一般報告 A） | 東翼 3 階 302 教室 |
| 研究発表（一般報告 B） | 東翼 3 階 303 教室 |
| 休憩室 | 東翼 2 階 203 教室 |
| 学会賞選考審査 | 東翼 2 階 202 教室 |
| 理事会・臨時理事会 | 東翼 2 階 201 教室 |
| 定期総会 | 東翼 3 階 301 教室 |
| 基調講演・事例報告 | 東翼 3 階 301 教室 |
| パネルディスカッション | 東翼 3 階 301 教室 |
| 学会賞授与式・閉会式 | 東翼 3 階 301 教室 |
| 懇親会 | 京都駅近辺（予定） |
- (8) 昼食場所 東翼 3 階 301、302、303 教室および 2 階休憩室をご利用ください。
会場付近には西本願寺、カフェ等もあります。

会 場 龍谷大学 大宮学舎
〒600-8268 京都市下京区七条通大宮東入大工町 125-1

主 催 政策情報学会

共 催 龍谷大学社会科学研究所共同研究（共生社会プロジェクト）
（※基調講演・事例報告・パネルディスカッション）

プログラム

受付	9:30～16:00	東覚 3 階廊下
大会参加費：1,000 円		
開会式	10:00～10:10	東覚 3 階 301 教室
開会挨拶：笠井賢紀（大会実行委員長：龍谷大学） 会長代行挨拶：若井郁次郎（政策情報学会会長代行：モスクワ州国立大学）		
研究発表（研究大会賞選考報告）	10:20～12:00	東覚 3 階 301 教室
座長：市川 颯（東洋大学）		
(1 人あたり発表 15 分、質疑 5 分)		
【報告①】（10:20～10:40） 報告者：松本章伸（大阪大学大学院（院生）） 題 目：「テレビ番組アーカイブスを用いた研究の現状と可能性：日本テレビの女性ドキュメンタリー制作者の作品を事例として」		
【報告②】（10:45～11:05） 報告者：太田康友（駿河台大学情報処理教育センター） 題 目：「童謡と絵本が日本における母性偏重の育児意識を形成している可能性について：童謡と絵本が育児を「語り継ぐ」という視点から」		
【報告③】（11:15～11:35） 報告者：空閑睦子（琉球大学地域連携推進機構） 題 目：「地域リーダーに共通する習慣やスキルと共有化」		
研究発表（一般報告 A）	10:20～12:00	東覚 3 階 302 教室
座長：朽木 量（千葉商科大学）		
(1 人あたり発表 15 分、質疑 5 分)		
【報告①】（10:20～10:40） 報告者：藤田忠尚（藤田綜合事務所） 題 目：「改正行政不服審査法と、その担い手が備えるべき資質：アメリカ行政法の実務・研究の成果から」		
【報告②】（10:45～11:05） 報告者：日向浩幸（羽衣国際大学） 題 目：「医療の質と安全文化：政策情報学の視点から」		
【報告③】（11:15～11:35） 報告者：山脇直祐（北九州市立大学大学院） 題 目：「住まいと暮らしの「語り」に現れる社会への眼差し：わが国近現代の住居をめぐる言説と社会意識、そのあとさき」		
【報告④】（11:40～12:00） 報告者：高木昭美（芝浦工業大学） 題 目：「生涯大学校の社会的機能について：「行政国家論」から「市民国家論」へのパラダイム転換」		

研究発表（一般報告B）	10:20～12:00	東覚3階303教室
座長：山神 進（立命館アジア太平洋大学）		
（1人あたり発表15分、質疑5分）		
【報告①】（10:20～10:40） 報告者：淵元 哲（千葉商科大学） 題 目：「人間類型論 再考」		
【報告②】（10:45～11:05） 報告者：権 永詞（千葉商科大学） 題 目：「『地域アート』は地域の問題を解決するのか：開催地の地理的・社会的条件がアート・イベントの評価に与える影響についての一考察」		
【報告③】（11:15～11:35） 報告者：吉羽一之（千葉商科大学） 題 目：「地域におけるグラフィックデザインについての検討：『真間あんどん祭り』における広報物制作を事例として」		
【報告④】（11:40～12:00） 報告者：榎沢 順（千葉商科大学） 題 目：「新たな地域イベントの広報映像の制作とアーティストワークショップ：『真間あんどん祭り』のプロモーション映像について」		
昼食休憩	12:00～13:00	東覚2階203教室
学会賞選考審査	12:00～12:15	東覚2階202教室
第50回理事会	12:15～12:50	東覚2階201教室
第15回定期総会	13:00～13:40	東覚3階301教室
（※対象：一般会員）		
司会：若井郁次郎（政策情報学会会長代行：モスクワ州国立大学） ①第8期役員（理事）選挙 ②2018年度（第14期）活動報告・収支決算報告 ③2019年度（第15期）活動計画・収支予算案 ④その他		
休憩	13:40～14:10	
臨時理事会	13:40～14:10	東覚2階201教室
基調講演	14:10～15:10	東覚3階301教室
趣旨説明・司会：笠井賢紀（大会実行委員長：龍谷大学）		
講演者：岸 政彦（立命館大学大学院先端総合学術研究科教授） テーマ：「人生はストーリーではない：他者の語りと『約束としての実在論』」		
事例報告	15:10～16:00	東覚3階301教室
司会：笠井賢紀（大会実行委員長：龍谷大学）		
【報告①】 報告者：大橋香奈（慶應義塾大学大学院政策・メディア研究科助教（有期・研究奨励Ⅰ・非常勤）） テーマ：「『移動する『家族』』の映像エスノグラフィー実践：『家族』をめぐる個人の語りを映像化して上映する試み」		

【報告②】		
報告者：下田健太郎（慶應義塾大学文学部助教（有期）） テーマ：「水俣における「歴史する身体」：政策主体の拡張可能性をめぐって」		
休憩	16:00～16:10	
パネルディスカッション	16:10～17:00	東覚 3 階 301 教室
テーマ：「語りと政策情報」 コーディネーター：笠井賢紀（龍谷大学） パネリスト：岸 政彦（立命館大学大学院先端総合学術研究科教授） 大橋香奈（慶應義塾大学大学院政策・メディア研究科助教（有期・研究奨励Ⅰ・非常勤）） 下田健太郎（慶應義塾大学文学部助教（有期））		
学会賞授与式・閉会式	17:00～17:10	東覚 3 階 301 教室
学会賞報告：市川 颯（学会賞選考委員長：東洋大学） 学会賞授与：若井郁次郎（政策情報学会会長代行：モスクワ州国立大学） 閉会挨拶：笠井賢紀（大会実行委員長：龍谷大学）		
懇親会	17:30～19:00	京都駅近辺
懇親会費：4,000 円		

研 究 発 表

テレビ番組アーカイブスを用いた研究の状況と可能性

日本テレビの女性ドキュメンタリー制作者の作品を事例として

松本章伸（大阪大学大学院文学研究科（院生））

大阪府豊中市待兼山 1-16

akinobu.matsumoto@gmail.com

The potentials and actuality of research using TV program archives

– A Case Study of Toshiko Hoshino’s works for the Nippon Television Network Corporation.

Akinobu Matsumoto

Osaka University, 1-16, Machikaneyama, Toyonaka-city, Osaka

Abstract: This presentation examines the potentials and actuality of television archive research work in the use of television documentary shows for in the 1950’s and beyond while and considers changing background features. This study uses the example of former Nippon Television Network Cooperation documentary director Toshiko Hoshino who, in the 1960’s became the first woman documentary director at the News department, and examines her television interviews and archived materials to gain an understanding of her work.

This study examines the work of former NTV documentary director Toshiko Hoshino who, in the 1960’s became the first woman documentary director at the News department. In doing so, an understanding of her works is gained by making use of her television interviews and other archived materials. This study seeks to demonstrate the necessity for the construction and development of a methodology for television archives studies with a bearing on other interdisciplinary studies.

Keywords: Television Documentary, Archives, Mixed-race

1.発表の趣旨と目的

本発表は、日本のテレビ番組アーカイブの現状とそれらを用いた映像研究方法の状況を概観し、特に 60 年代の女性ドキュメンタリー制作者の作品と聞き取り調査を事例として、テレビ番組アーカイブを活用した映像研究の可能性と限界を考察することにある。米国では早くから、ラジオ・テレビ草創期の番組が収集・保存され、広く一般に公開されてきた。一方で、日本における番組アーカイブ研究は、2013 年から「NHK アーカイ

ブス・トライアル」が一部の研究者を対象に始まったものの、すべての番組アーカイブの整備には、放送番組の物理的な管理体制と権利関係をクリアしなければならないこと等公開にあたっては問題が多い。従って、番組制作当事者と直接的な関わりがあるか、テレビ制作現場に精通していない限り番組を一次資料とすることは難しい。

今回事例とする星野敏子（1935-）は、日本のテレビドキュメンタリーの成長期である60年代から日本テレビ報道局で、女性唯一のディレクターとして活躍し、『ノンフィクション劇場』や『ドキュメント 70's シリーズ』等、グローバリゼーションや紛争、自然災害、経済的な理由を伴う「移動」をテーマに番組を生み出してきた。

特に、戦後日本人とアメリカ人の間に生まれた子供たちを育てた沢田美喜と「エリザベス・サンダースホーム」を、星野自身の生涯の取材テーマとして企画立案、演出し、日本テレビ退職後も他の民間放送局を通じて何度も番組を作り続けた。

アーカイブには、考古学という意味のアルケオロジイという言葉と類語関係にあるように、時空間と物事の断層が長年積み重なったものであるということが出来る。つまり放送アーカイブは、保存・分類・共有することだけにとどまらないことも意味している。

「視聴者に対して番組が伝える歴史の真実のイメージは、番組の構造に非常に大きく影響されている。」¹とテッサ・モーリス＝スズキが言うように、星野が生涯のテーマとして作り続けたエリザベス・サンダースホームの子供たちの番組を体系的に分析することは、制作者の主観による彼らの切り取り方もさることながら、時代の変遷と共に彼らを取りまくまなざしの変化も明らかにすることができる。

一方で、NHK 番組アーカイブスには、同テーマで製作されたドキュメンタリー番組は極わずかで、どれも異なる制作者による番組である。NHK が映像アーカイブスを保存・整理・共有し、それらを用いる調査研究が活発化していくことは重要であり発表者自身活用している。しかし、NHK アーカイブスのみで、敗戦後の日本社会が取り巻く子供達を調査研究することは、デファクトスタンダードになっていく恐れもある。したがって、民法放送局も含めた俯瞰的な研究の一次資料とすることに意義があり、また双方で見比べられる環境になることが必要である。

以上の意味において、その一例である星野を取り上げ、彼女の作品群を概観することによって、アーカイブの可能性の問題点を明らかにする。

¹ 東野真、七沢潔（2010年）「始動するアーカイブ研究～テレビ・ドキュメンタリー史研究からの展望～」『放送研究と調査 60(6)』NHK 放送文化研究所、pp.2-23

童謡と絵本が日本における母性偏重の育児意識を形成している可能性について

童謡と絵本が育児を「語り継ぐ」という視点から

太田康友（駿河台大学情報処理教育センター）

キーワード：童謡、絵本、男性の育児参加、イクメン

1. 研究の目的

当研究の目的は、育児初期に親子が触れることの多い幼児向けの童謡や絵本に描かれている家族観が、日本における母性偏重の育児意識の形成要因となっている可能性を探ることである。幼児向けの童謡を歌い聞かせたり絵本を読み聞かせたりする行為は、その童謡や絵本が時代を経て長く生き残ることによって、ある種の文化的な意識形成を促している可能性を否定できない。日本における男性の育児参加に対する意識の低さについては、長時間労働や男性優位社会など経済的または社会的な要因が挙げられることは多いが、育児の初期段階から親子が触れることの多い童謡や絵本に文化的要因を求める研究は見当たらない。当研究では、まず著名な作品群について、その中で描かれている家族観、父親の扱われ方について焦点を当て、「童謡や絵本が母性偏重の育児意識を語り継ぐ語り部となってしまうのではないか」その可能性を探っていきたい。

2. 研究の背景

当研究は、2歳児の育児真っ最中であるという筆者の個人的な事情に端を発している。男性の育児参加阻害要因と言われることの多い異常な長時間労働や長時間通勤とは幸いにして無縁である筆者は、家族とともに過ごせる時間が比較的長いため、いわゆるイクメン的な育児への関わり方をすることが出来ている。その点を踏まえれば、経済的要因や社会的要因が男性の育児参加を阻害する要因として大きいことは否定しない。が、育児の中で子どもに対して定番の童謡を歌い聞かせたり、絵本を読み聞かせたりするうちに、そこに描かれている父親像が非常に希薄であることに筆者は気がついた。

例えば、幼児向け音楽CDや番組等で出現頻度の高い「ぞうさん」（まど・みちお作詞）には母親と子のみ登場し、父親は一切登場しない。母親と子のみ登場して父親が不在の童謡という類型は「あめふり」（北原白秋作詞）にも見られる。時代が下るにつれて母親だけでなく父親も一緒に作中に登場するようになっていくようではあるが、ほとんどの歌詞では「最初に母親、次に父親」であり、いわば「ついで」のような、親子の関わりは母親が主で父親が従であるかのような扱いになっている。逆に父親が真っ先に登場する幼児向けの歌は、「ほめられちゃった」（関根勤作詞）以外に見つけることが困難である。

一方、絵本の世界ではどうか。育児初期に読まれることの多い、文字数の少ない絵本においても、童謡と似た傾向が見られる。「くつついた」（三浦太郎，2005）を例に挙げれば、「おかあさんとわたしが くつついた」「おとうさんも くつついた」の流れであり、やはり親子の関わりのイニシアティブは母親が握っているものであるという家族

観が根底にあるとも言える。

絵本に描かれている家族観についてはいくつかの先行研究がある。桑名恵子は絵本に描かれている父親像が育児文化の形成に与えている影響を、諸外国の絵本を読み解きながら考察しているし（絵本に見る親子関係 II-親と子どもの絆 父親像を探る-; 2008）、伊藤美佳は月刊絵本「こどものとも」掲載作品において父親・母親が登場した作品数を年代別に調査し、絵本における父親像・母親像の変遷をまとめ、「保育を実践する際、子ども達に対して、さまざまな家族形態に触れられるような絵本を提供していくことの大切さが伺われる」と指摘している（月刊絵本「こどものとも」に見る父親像・母親像, 2018）。筆者はこれに加え、絵本は子ども達だけでなく、それを読み聞かせる大人達へのメッセージにもなると考えている。つまり、読み聞かせてもらう側である子ども達の意識形成だけでなく、読み聞かせる側である大人達もまた絵本で描かれている家族観に触れることでフィードバックされ、母親偏重の育児意識が文化として形成されてしまっている可能性である。

このような背景から、童謡や絵本が文化的側面から日本における母親偏重の育児意識形成に影響を与えている可能性を探るため、まずは基礎調査として童謡・絵本で描かれている家族観を類型化しまとめていく必要がある。

3. 調査手法

現在入手できる童謡・絵本のうち、特に育児初期において育児中の親子が触れる可能性の高いものについて採取し、それぞれに描かれている父親・母親・子どもの関係性を類型化していく。本来は発行年、歌詞や本文の文字数、累計発行部数なども踏まえて分析すべきであるが、当研究は基礎調査段階であるため、手当たり次第に採取し分類する。

4. まとめ

調査結果については研究大会にて報告するが、特に童謡が育児意識の形成に与える影響についての先行研究はないため、ひとつの可能性の提示として意味があると考えている。一方で、外国の童謡、特に英語の歌においてはマザーグースの影響が大きいのか言葉遊び的な歌詞が多く、家族観が描かれているものはないか、あっても非常に少ないようである。ここに諸外国と日本における父親の育児参加の差が、文化的な側面から指摘できるのではないかと、筆者は考えている。

5. 参考文献

絵本に見る親子関係 II-親と子どもの絆 父親像を探る-。桑名恵子 2008 年, 千里金蘭大学紀要, ページ:109-124.

月刊絵本「こどものとも」に見る父親像・母親像。伊藤美佳 2018 年, ライフデザイン学紀要, ページ:31-47.

三浦太郎くつついた, こぐま社, 2005.

地域リーダーに共通する習慣やスキルと共有化

空閑睦子（琉球大学地域連携推進機構）

キーワード：地域リーダー、人材育成、地域づくり

1. テーマ設定と背景

「地域振興活動が上手く機能している所では、地域振興活動を企画・運営する中心的な人物（地域リーダー）が存在し、さらにその地域リーダーを取り巻くように人的ネットワークが重層的に形成されている」（『地域リーダーにみる「戦略性」と「信頼性」』（2013）独立行政法人中小企業基盤整備機構、P3）とあるように、「地域リーダー」の存在は、地域づくりの成否を左右するものとして指摘され、これまでリーダーの存在の指摘、そしてリーダーの特性の分類、リーダーの要件等の検討がなされてきた（棒富雄（2010）、鈴木輝雄（2003）、小田切徳美（2006））。

例えば鈴木（2003）は、地域リーダーへ望まれる要件は、「地域への愛情」「豊かな人間性」「未来への先見性」「果敢な行動力」「ネットワークと情報」「優れた感性」「仲間と助け合う協調性」を挙げている。しかし、例えば「地域への愛情」では、どうすれば地域への愛情を醸成できるのか、方法こそが知りたいことだが、その方法論については整理されたものが見られない。

地域づくりを行う時、常にどう対処すればいいかわからない問題等が立ちはだかる。そこで地域でリーダーと呼ばれる人々がどのような習慣やテクニックを持ち、リーダーではない人々とどのような考え方が違うのかなど、地域リーダーに共通する具体的なスキルを抽出することが必要になる。

2. 言葉の定義と理論的枠組

2-1. 地域リーダーに関する先行研究と言葉の定義

前述したように「地域リーダー」の存在は、地域づくりの成否を左右するものとして指摘され、これまでリーダーの存在の指摘、そしてリーダーの特性の分類、リーダーの要件等の検討がなされてきた。なお本発表における「地域リーダー」の定義は、「目的の設定をし、メンバーのモチベーションを保ち、目的を達成するための課題解決をする者」と設定する。地域づくりの定義に関しては、まずは地域を定義したい。「個人の価値観の矛盾が地域社会には含まれており、その矛盾の無視や調整または否定・排除によって地域社会が成立していること」（笠井、2017）等から、地域とはさまざまな思いや考え方、そして多様な生き方と喜怒哀楽を抱えている人々が集まる場所と定義する。このような「多様な個々の人々」である地域の人々が主体となり、時代の変化に合わせて地域を維持する活動を地域づくりと定義する。更に本発表での人材育成とは、ひとまず地域に貢献できる人材の育成と定義しておきたい。

2-2. 調査対象

本発表では、地域リーダーに焦点を当てた書籍や文献の調査、山陰地方、主に島根県、鳥取県、そして沖縄県等の地域リーダーへのインタビュー等を通して、リーダーが実行している習慣やテクニックから、リーダーに共通する具体的なスキルを抽出することから始めた。人数は20人弱である。本報告にあたっては、各対象者に対して、本研究の主旨・方法について書面及び口頭

で伝え、同意を得た。

3. 共通するスキルや習慣と共有化

その結果、共通する「スキル」は「目の前の問題を把握する力」「創る力」「説得する力」「つなぐ力」等が見られた。例えば、「創る力」や「説得する力」では、地域における広報紙を例に挙げる。公民館の館長でもあり、公民館だよりも作成しているとある地域リーダーは、年末年始号で自治会長の挨拶を公民館だよりのトップページに入れることに慣例とはいえ、読者に受け入れられているとは言い難く、しかしやめるわけにもいかないという状態を、「おもしろくないのでやめましょう」というような現状に異議をストレートに唱えるのではなく、挨拶のページを別刷りにして挟み込むようにした。その結果、自治会長や関係者には別刷りがもつ特別感で喜ばれ、他の読者に関してはマンネリからの打破が感じられ、公民館活動を含む地域活動に親近感を持つようになったという。地域ならではの斬新なアイデアといえよう。

次に共通する「習慣」は、「観察を怠らない」、「互いに協力させるようにする」、「恐怖で支配しない」、「自らも汗をかく」ということであった。ここでいう「習慣」は、地域リーダーが心がけていることにもつながる。また、地域リーダーには、自分は自分のままでいいという自己を承認ことや、他者を受け入れること、グローバルな視点から地域を考えることができる等の新世界観的価値傾向（空閑、2012）も見られた。

地域リーダーのスキルや習慣を地域の他の人たちとも共有し、育てていくことも大切だ。後継者を今回インタビューした地域リーダーからも意識はしている人も中にはいるが、そのあたりは「見て学ぶ」「見て盗む」という方法論が感じられた。

4. まとめと今後の課題

文献調査やインタビュー調査を通して浮かび上がってきた地域リーダーに共通するスキルや習慣であるが、課題は多く残る。まず、サンプル数が少ない。また共通するスキルや習慣をさらに精査するために、質問紙調査を行う必要もある。加えて地域リーダーの持つスキルや習慣はリーダーだけのものではなく、他の人にも共有できるように可視化する必要もある。

5. 参考文献

- 小田切徳美（2006）「地域リーダーは発掘するもの」『全国町村会コラム第 2563 号』
- 笠井賢紀（2017）「地域社会は誰が作る？」、『基礎ゼミ 社会学』、世界思想社 pp. 55-68
- 空閑睦子（2012）「日本人の海外滞在経験が新世界観獲得に及ぼす影響」政策情報学会誌 Vol. 6, No. 1 pp69-82
- 空閑睦子、安田亮、有田昭一郎、神田直子（2013）「地域づくりとしての経済活動の条件についての事例研究」、島根県中山間地域研究センター研究報告 No. 9 pp11-30
- 鈴木 輝隆（2003）「22つのタイプの地域リーダーの相互作用と自生的秩序の生成」、『地域研究交流』地方シンクタンク協議会
- 捧富雄（2010）「観光地づくりの推進主体の研究（序説）」鈴鹿国際大学紀要 CAMPANA No. 17

6. 謝辞

本報告におけるヒアリング調査、また報告作成にあたり、関係者の方々からご支援、ご協力をいただきました。ここに深くお礼申し上げます。

改正行政不服審査法と、その担い手が備えるべき資質

アメリカ行政法の実務・研究の成果から

藤田忠尚（藤田総合事務所）

キーワード：行政救済法、行政不服審査制度、行政法審判官、非弁護士

1. はじめに：「担い手」の問題は、今次改正行政不服審査法の核心的部分である

2016年4月、公正性・制度利用の利便性の向上および国民の救済手段の充実・拡大を目的として行政不服審査法が約50年ぶりに改正された。

今次改正の眼目は、違法・不当な行政処分から国民を救済するための手続を、訴訟に類似する当事者対立構造に仕立て直すものであり、これによって、いよいよ不適切な行政処分に対する救済制度は、司法救済（Judicial Remedy）と行政救済（Administrative Remedy）がほぼ匹敵する形で並置される体制へと充実進化したことになる。

制度は、人によって動かされる社会装置であり、今回の改正目的の成否も、新たに手続主催者として創設された「審理員」と、請求人の能力補充にあたる「代理人」の資質にかかっていると言ってよい。本発表は、この資質について考察を加えるものである。

2. 検討の視点：改正行政不服審査法は公法におけるアメリカ行政法継受の成果である

第2次大戦後、我が国は特に公法の分野でアメリカ法の摂取が著しく、行政法の領域でも、従来のヨーロッパ型（ドイツ型）実体法的行政法体系に、戦後新たにアメリカ型の行政手続的発想に基づく制度が継受されたという一面がある。今次改正は、比較法的には、この後者の潮流を完成させるものと捉えることができる。

そこで本研究では、今次改正に係る行政不服審査制度の構造を分析のうえ、各分析項目にアメリカ行政法の歴史的成果を照射する手法により、標題への回答を試みる。

3. 分析の視覚：手続の構造分析モデルを用いて各概念の対立と照応の関係を見る

手続の構造は、起点から終点に至る「過程（プロセス）」であって、その過程を織りなすものが、手続の「客体」およびこれに向かってなされる各「主体」の行為の連鎖である。そして、これらの過程・客体・主体を統合してその諸要素の内容を決定するものが、制度の目的を中核として各要素の意味を付与する、手続の「本質」である。

これら手続を構成する各要素中の重要概念は、他の要素中の重要概念の理解が前提となっていて相互に関連している点で「円環構造」をとっており、この関係しあう各概念の対立と照応の関係から、各概念の影像が浮かび上がるという特質が認められる。

そこで本研究では、この各要素の分析と総合により、標題に対する回答を試みる。

4. 手続過程論からのアプローチ：ここでの「準司法手続」の本源的な意味とその帰結

改正行政不服審査法は、「国民の利便性の向上」のために、従来複線化していた手続ルートを審査請求手続に一元化の上、そこに「準司法的手続」の内実をもたせることによって、審査請求人の手続保障を図るものであるといえる。

この準司法的（quasi-judicial）は米国流の概念であるが、その多義性に注目すべきである。本件においては、準司法権（quasi-judicial power）というよりも準司法的手続

(quasi-judicial procedure) であることに力点があり、司法権に属する作用が行政権に委ねられたとみるべきではない。これは、あくまでも、法の適正な手続の原理 (due process of law) が直接に行政審判制度に発現したものと見るべきであると考ええる。

したがって、これを手続主体論に投影する際には、審理員や代理人の任用・選任の資格要件として、必ずしも法曹の属性を必須とする必要はないということになる。

5. 手続客体論からのアプローチ：行政処分の当否、特に「許認可」の性質とその帰結

改正行政不服審査法の審判対象は「行政庁の違法または不当な処分」(法1条)であり、その中核には許認可を主とする行政処分がある。ここに、許認可の性質は、大量処理、反復継続性、専門性、技術性を特徴とする。

この点、米国における許認可制度は、規制権限 (police power) が原則として州に留保されていることから、主として州法、さらに、州の被造物である地方政府法の中に存在し、手続も正式裁決 (formal adjudication) よりも、手続自体は簡易迅速性を旨とする略式裁決 (informal adjudication) をとることが多い。

したがって、この事情を手続主体論に投影する際には、審理員や代理人には、制度の法的理解もさりながら、それ以上に、処分自体の不当性や行政裁量権の中身に立ち入って判断できる、事案への専門的・技術的知見が要求されるということになる。

6. 手続主体論への投影：審理員・代理人には法知識・行政固有の専門知識双方必要

改正行政不服審査法は、新たに審理員と代理人を登場させ当事者対立構造の中で手続を進行せしめるが、たとえば、本制度新設時に日弁連は意見書を提出し、いずれの役割も、法律専門職である弁護士にあたらしめるべきであると主張している。

この議論は、米国においても、行政法審判官の任用資格問題および行政手続における非弁護士活動の許容性の問題として長く議論されており、非弁護士による代理を許容する連邦最高裁の判例もある (Sperry v. Florida, 373 U.S. 379, 402 (1963))。

ここで、前記過程論および客体論での投影が主体論に収斂するが、この議論は手続主体の「資格」だけではなく「資質」の必要性にまで言及しなければ不十分である。

7. 手続本質論による検証：行政処分の適正は憲法価値の直接的実現として図るべき

改正行政不服審査法の制度目的は、国民の権利利益の救済と行政の適正な運営の確保である。これは、憲法が継受した米国の適正手続原理を具体化したものであるが、何が due であるかは、さらに上位概念である法の支配 (rule of law) の原理のもとに解明される。つまり、行政処分の是正作用は、法の支配の直接的規律下にある。

8. おわりに：行政過程における憲法政策の実践者としての審理員・代理人

かくしてこの検討により、改正行政不服審査法は、法律執行過程の最終局面において、憲法が追求する価値と深いかわりをもつものであることが判明した。

かつて、憲法論は主として新憲法に基づく各種法令の立法論として論じられていたが、やがて 1970 年代には、憲法訴訟論が台頭し、憲法価値を司法過程を通じて実現するという手段により憲法秩序の確立を図ろうという機運がめばえた経緯がある。

今次行政不服審査法の改正は、次のフェイズとして、行政過程を通して憲法価値を積極的に実現するためのものであり、その担い手である審理員と代理人は、憲法政策の実践者として、資質的には、規範的な観点から、理念である憲法価値と、専門的・技術的な行政実務との双方を架橋することができる人材であることが期待される。

医療の質と安全文化

政策情報学の視点から

日向浩幸（羽衣国際大学現代社会学部）

キーワード：安全風土、コントロール、情報と学習、安全文化、政策情報

医療の安全は医療者の個人的努力だけによって支えて行けるものではなく、システムとして整備していかなければならない。医療安全は医療の質の基本をなすものであり、医療の質確保のためにまず対応されるべき課題である。

例えば、プロセス型事故は、業務プロセスのなかで、作業者が誤った作業を実施することによって起こる。よって、事故を防止するためには、サービスを提供する業務プロセスを医療従事者にミス誘発させないようなプロセスに改善する必要がある。安全管理システムの目的は、業務プロセスの中で発生するミスに対して事実に基づく事故情報を収集し、その情報を基に有効な対策を立案し、現場に周知徹底する。そしてその対策の効果を検証することで、新たに対策を立案していくといった安全管理のための継続的改善を行うことである。

安全文化は、安全性に関する問題を最優先にし、その重要性に応じた配慮を行う組織や個人の特性や姿勢の総体を意味するものである。安全な医療を提供するためには、個々の医療従事者が安全に対する意識を向上し、的確に業務を遂行できるように能力を高めることはもちろんのこと、それのみにとどまらず、各病院が組織全体で取り組むことが重要であり。管理者の強いリーダーシップの元で、組織の理念を明示し、すべての従事者が参加し、安全向上のための取り組みを行っていくことが重要である。すなわち、組織として継続的に取り組み状況をチェックし、評価し、必要な改善を行っていくことが求められる。しかしながら、これまで医療の質向上に対する組織的活動はいかにあるべきかに関しては研究がほとんど行われておらず、本研究発表において、病院の組織的な問題の改善に取り組むという点が、本研究の独創的な点である。これまでの医療の質のマネジメント体制の不備を解消し、医療事故の防止など医療の質の向上が図られ、安全な医療サービスを受けられる方途を明らかにする。例えば、政策情報学の視点から挙げれば、情報開示と可視化及び評価が医療の質の改善につながるものである。

医療の質を評価するものに、QI (Quality Indicator) を導入する。QI を測定し公表することで診療現場のPDCA サイクルを回すことが可能になる。医療では、P がエビデンスを踏まえた診療ガイドラインに則った診療の促し、D が診療現場での実践、C が QI などを用いた診療内容やアウトカムの評価、A が評価結果を踏まえた改善策の実践である。QI を利用することで提供している医療サービスを事後的に検証し、分析を行うべき領域の明確化と成績に関連するプロセスを可視化することが可能である。また医療の質レポートの一般公開は情報開示による透明性の確保や各医療者が医療の質を競い合い、結果として医療の質が改善し、医療者・患者・保険者がより高品質な医療を選択することが可能になるものである。すなわち、QI を測定・公表することで、自然にさまざまな改

善策が施されるものである。医療の質の評価には、自己評価や患者評価のほかに第三者評価の方法がある。医療の質が、一定の基準のもとに確保されているのかどうか、独立した第三者（倫理性、高度の評価水準、審査者、システム運営などの保持が条件）による評価（審査・監査）をうけることが、その信憑性の確保の条件になるのである。例えば、ISO9001 では、その有効性の評価を次の 3 種に分けて示している。第一者監査は、内部目的のために、その組織自身または代理人によって行なわれ、その組織の適合性を自己宣言するための基礎とすることができる。第二者監査は、その組織の顧客または顧客の代理人によって行なわれる。第三者監査は、外部の独立した組織によって行なわれる。このような組織は、通常認定されており JISQ9001 などの要求事項への適合に対する認証または登録を行なっているものである。

さらに公益財団法人医療機能評価機構が 1995 年に設立され、1997 年から評価認定事業を行っている。評価領域としては、(1)病院組織の運営と地域における役割、(2)患者の権利と安全の確保、(3)療養環境と患者サービス、(4)診療の質と確保、(5)看護の適切な提供、(6)病院運営管理の合理性の 6 領域になっている。評価を受けるか否かは病院の自由意思であり、結果は公表されないが、認定証が発行された病院については、同意を得たうえで、ホームページ上で公開しており、病院自らがそれを公表し広告することが自由に行われている。この他に、財団法人日本科学技術連盟では、医療の質奨励賞を設けて、医療の質向上に向けて組織が一体となって努力し、注目すべき成果をあげている病院を表彰することを通して、わが国の医療のレベルアップを図ることを目標にしている。病院機能評価や ISO の認定とは異なり、一定の基準や規格を満たしていることを審査するのではなく、病院組織が独自に設定する価値基準に基づいて医療の質の向上に取組み成果をあげていることを審査している。

以上のように、情報開示と可視化及び評価が医療の質の改善につながるものである。すなわち、政策情報学の視点からマネジメントによって医療の質はコントロールできるものである。医療の質と安全のマネジメントはその概念や枠組み、実施に至るまで共有されるべきものである。他の病院が良いことを行っていればそれに倣うこと、失敗事例を共有し、同じ間違いを繰り返さないこと、またその方法の確立を病院が共通して心がける必要がある。

主要参考文献

飯塚悦功・棟近雅彦・上原鳴夫編(2006)『医療の質マネジメントシステム－医療機関必携 質向上につながる ISO 導入ガイド』日本規格協会。

厚生労働統計協会(2016)『国民衛生の動向・厚生指の指標』厚生労働統計協会。

聖路加国際病院 QI 委員会(2015)『Quality Indicator 2015 聖路加国際病院の先端的試み[医療の質]を測り改善する』インターメディカ。

日本規格協会(2015)『ISO 9001 : 2015 (JISQ9001 : 2015)新旧規格の対照と解説』日本規格協会。

Porter, M. E. and E. O. Teisberg.(2006).*Redefining Health Care : creating value-based competition on results*, HBS Press.(山本雄士(2009)『医療戦略の本質－価値を向上させる競争』日経 BP 社。)

Reason, J. (1997). *Managing the Risks of Organizational Accidents*, Ashgate Publishing. (塩見弘監訳(1999)『組織事故』日科技連出版社。)

住まいと暮らしの「語り」に現れる社会への眼差し

わが国近現代の住居をめぐる言説と社会意識、そのあとさき

山脇直祐（北九州市立大学大学院法学研究科）

キーワード：住居、住宅、住居計画、地域計画、居住福祉、社会意識、
文化住宅、不良住宅、マスハウジング、語り

1. 序論

「住居」が個人の生活の基盤となることは言うまでもなく、またそこでの暮らしはそれ自体が地域や社会の前提かつ構成要素となる。「住む」ことは何者も避けえず、世界に場を占めることだからである。もともと、ときの名望家の城郭や邸宅ならいざ知らず、「住宅」を思い思いに構想し築くことが私人にまで一般化したのは概ね近代からである。また、報告者は、本学会第12回大会（於北九州市立大学北方キャンパス）において『間取り』に診る暮らしの規範構造と政治意識—わが国近現代における市民的公共性の構造転換とその課題」と題し、わが国「住居」の内部構造、「住居計画」は江戸末期まで集団主義的な続き間と客間が中心であったのに比し、近代以降には中廊下中心に個室が連なるものへ変化していることから、市民的公共性の発露へ向けた「社会化」の傾向どころか、核家族化による世帯増加で各戸縮小し原子化する性向を認めると報告した。

それでは、わが国「住居」・「住宅」は近現代にどう「語り」語られ位置づけられてきたのだろうか。本年は折しもわが国「住居」が現代のあり様へ変化し始めた明治に改元され150年、本報告ではわが国「住居」・「住宅」にかかる近現代の「語り」よりその社会的位相や社会史、背景にある「社会意識」のあとさを展望することとしたい。

2. 明治—「中空」と化す近世と「中天」を成す近代—

わが国近代当初、明治期は旧幕藩庁所在地中心に大規模な人口移動と関連需要が生じつつ、政府は新時代の官衙形成に注力、個々人も「住宅」を省みる余力に乏しかった。こと江戸/東京は人口約100万人が半減、幕府瓦解の余波は江戸市中を非常な混乱状態に陥れ、働くに職なく、食うに糧なき窮民が一時に激増し、飢えて途に横たわる者が数知れぬという有様…その惨状は実に名状す可からざる」状態に陥った（渋沢栄一）。

更には新政府による統治が改めて確立した途端、江戸/東京は人口約300万人にまで膨れ上がり、各地に貧民窟が現れ、「戸数多き上より言えば、鮫ヶ橋は各貧民窟第一位に位し、新網は表面に媚を湛えて傍に向いてぺろりと舌を出だす輩多く、万年町の住民は油断して居れば庭のものをさらえゆく心配あり」といった窮状が伝わる（横山源之助）。

3. 戦前—「趣味」としての生活改良と「文化」としての近代—

「住宅」に希望が語られたのは一般に大正デモクラシー花開く大正期以降100年といえよう。開花に薫陶された人々は、「労作のための家屋は即ち儀の国たるべく、安息のための家屋は即ち美の国なるべく、充実せる精神、雅正なる感情、物質的にも心象的にも高度なる繁栄開明の光明を揚ぐる時来るべし」（幸田露伴）と意気込み、「人格の表現である個人生活が精神的にも、物質的にも余りに時代遅れのものである事実を自覚し、

断然無自覚な生活を一新する進歩的精神…文化生活の根源」(森本厚吉)を目指した。当時の雑誌にも、「此处だけは私自身独自の室というものを持ち」、「寝室や食堂などはどうしてもはっきり区別」した「文化住宅」を望む投稿(塩見縫)がみられ、箕面有馬電気軌道は「模範的新住宅を経営し、大いに大阪市民諸君の趣味に訴えん」とした。

果ては昭和初期、住宅書は『狭いながらも我が家』を夢見る人々の趣味、住宅雑誌は「娯楽雑誌」と化し、西山卯三は「住宅」こそ「国土を構成する国民住居施設の最要の部分」を占め、国民生活に於ける欠くべからざる施設、「国家的性格」により『国民住居』として把握すべきとして「住み方調査」により隔離就寝/食寝分離を提案し、更には粗製濫造の「不良住宅」とその密集地区を不穏とした政府による介入をも生じた。

4. 戦後一量的「復興」から質的「成長」に直面した現代―

わが国は第二次大戦後、史上最大であった領土の多くを失い、現地居留邦人が本土に引き揚げる一方、他方で「住宅」が集中した都市も荒廃しており、史上空前 420 万戸もの住宅不足となった。これに応じ、限られた空間に 1 戸 1 世帯、隔離就寝/食寝分離を実現した集合住宅標準設計「51C」は同時に「nLDK」という画一的な設計と「マスハウジング」をももたらすこととなった。けだし、このとき、わが国初の本格的な住宅政策としてその量的不足に対応する三本柱、「公庫」・「公社」・「公団」からなる「住宅の 55 年体制」が成立したものの、これが経済政策と乱開発に飲まれていったのである。

今日、「51C」/「nLDK」はその前提とした核家族が総世帯の半数を切り、隔離就寝を謳うも夫婦は同室であり、現代的な家族像や男女共同参画社会に対応しえていない。また、早川和男は乱開発が社会基盤たる「住宅」を質的に不安定とし、社会保障負担を拡大すると訴え、「居住福祉」をと唱えた。更には、質的構成省みぬ量的拡充追求の限界を不動産バブル崩壊と阪神淡路大震災被災マンションの建替え紛争が露にした。

たとえその内部構造が居住者の原子化を示しても、「住居」は取り巻く社会を反映し構成される。その「社会意識」、「地域計画」と管制が暮らしの帰趨を画するのである。

5. 結論

ここまでの検討から、わが国近現代の「住居」・「住宅」にかかる「語り」は戦前戦後の断絶を画期、幾度かの大震災を分水嶺とし、社会変動を契機に生活改善や地区改良まで試みた戦前、史上空前の住宅不足に大量供給が要請された戦後、「マスハウジング」の弊害が現れた今日に大別できよう。そして、拡充を基調としてきたわが国「住居」とその言説は史上初の恒常的人口減少により初めて本格的な縮小管制が迫られている。

<主要参考文献>

斉藤史朗『昭和日本の家と政治―日本社会学における家理論の形成と展開』弘文堂 2018 年

塩見鮮一郎『貧民の帝都』文藝春秋 2008 年

祐成保志『〈住宅〉の歴史社会学―日常生活をめぐる啓蒙・動員・産業化』新曜社 2008 年

住田昌二ほか編『西山卯三の住宅・都市論―その現代的検証』日本経済評論社 2007 年

早川和男・岡本祥浩『居住福祉の論理』東京大学出版会 1993 年

平山洋介『都市の条件―住まい、人生、社会持続(真横から見る現代)』NTT 出版 2011 年

本間義人『戦後住宅政策の検証』信山社出版 2004 年

山脇直祐『『間取り』に診る暮らしの規範構造と政治意識―わが国近現代における市民的公共性の構造転換とその課題』政策情報学会『政策情報学会第 12 回研究大会予備集』2016 年 14 頁

生涯大学校の社会的機能について

「行政国家論」から「市民国家論」へのパラダイム転換

たかぎ あきよし
高木 昭美（芝浦工業大学）

キーワード：生涯大学校、市民社会論、行政国家論、市民協働、

はじめに

日本では、すでに 1980 年代頃から「高齢化亡国論」が叫ばれ、高齢者福祉施設の整備、介護保険、後期高齢者医療保険の創設などの高齢者政策が実施されてきた。

しかし、「高齢化」とは、そもそもなにが問題だったのか。また、「高齢化」は、日本の社会にどのような質的变化をもたらしたのか、改めて議論する必要があるのではないだろうか。

1 千葉県生涯大学校の概要

(1) 設立目的

1975 年（昭和 50 年設立）

- ① “生きがい・健康・仲間づくり”の支援
- ② 地域活動の担い手の育成

(2) 定員（2019 年度～）

学部・学科名	入学定員	総定員	修業年限
健康・生活学部	730 名	1,460 名	2 年
造形学部：園芸まちづくりコース	350 名	700 名	2 年
造形学部：陶芸コース	180 名	180 名	1 年
地域活動専攻科	100 名	100 名	1 年
計	1,360 名	2,440 名	

専攻科（卒業生対象）

住まいの市郡	学園名・所在地	専攻科名	定員
千葉県内全域	京葉学園千葉市中央区	地域活動専攻科	100 人 (各学園 50 名)
	東葛飾学園 流山市		

(3) 入学資格

60 歳以上の県内在住者

(4) 修業年限

学部及び専攻科	修業年限	授業
健康・生活学部	2 年	週 1 回
造形学部園芸コース	1 年	週 1 回
造形学部陶芸コース	1 年	週 2 回
地域活動専攻科	1 年	週 1 回

(5) 施設

県内 5 校舎及び 2 支所

2 生涯大学校の社会的機能

(1) 地域ネットワーク、交流機能

生涯学習活動を通じて高齢者の交流が行われるとともに地域に根ざしたネットワークが形成されている。

(2) 地域活性化機能

地域活動に参入してゆく卒業生が多く地域を支え活性化している。卒業生 約 4 万人

(3) 生きがい創出機能

園芸、陶芸、地域活動などを学ぶことを通じて高齢者の生きがいづくりに役立っている。

3 「行政国家論」から「市民社会論」へのパラダイム転換

地方自治の世界では、公共的な問題の解決プロセスが、これまでの自治体当局の「行政主導」から、市民主体による「市民協働」へと変容しつつある。その社会的要因のひとつとして生涯大学校の社会的機能があるのではないか。「協働社会」とは、まさしく「市民社会」のことであり、それは、日本社会の分析視点として、「行政国家論」から「市民国家論」へのパラダイム転換につながると考えられる。

人間類型論 再考

淵元 哲（千葉商科大学政策情報学部）

キーワード：人間類型論、大塚久雄、社会科学方法論

1. 本研究の目的

ノーベル経済学賞受賞者の経済史家ダグラス・C・ノースは、R・P・トマスとの共著『西欧世界の勃興』の日本語版（1980）に収録されている「対談 経済史の基本的問題をめぐって：近代西欧社会の形成」（同著[224-251]）所収。対談者：大塚久雄／ダグラス・C・ノース、司会者：速水融）において、社会科学研究の出発点たる「人間」をどのように設定するかで、対談者の大塚久雄と異なる見解を示している。周知のようにノースは、「人間」を新古典派経済学的な「合理的選択」を行う存在として前提している。一方、大塚は「新古典派の理論が前提している人間類型は近代ヨーロッパの合理的人間ですね。しかし、われわれの目から見ると、アジアの人間はそういうラショナルなビヘビアはしない。それからヨーロッパでも中世ではそういうきれないでしょう」（前掲著[1980：231]）と、ノースの前提に対して疑問を呈している。大塚の問いに対して、ノースは、より適切に研究対象を実証できたかどうかという結果でもって人間像の可否を判断すべきだとして、この「人間」の設定をどのようにするかという問題については、直接答えることを避けている（前掲著[1980：231]）。

ノースがノーベル経済学賞を受賞したことに象徴されるように、新古典派経済学の前提する「合理的選択者」という人間像は、狭義の経済学（新古典派経済学）の枠を超えて、今日の社会科学、たとえば経済史学や政治学の領域においても大きな影響を与えている。これに対して、「土地制度学会 1997 年春季総合研究会」で提示された小野塚知二「経済史における人間像—大塚史学の方法をめぐって—問題提起」によれば、大塚的な「人間類型論」は、経済史学界において「過去の遺産」扱いになっていることが問題視されている（小野塚[1997]）。このような次第で、新古典派経済学の影響力がアカデミックの世界でも現実的な政策立案の領域でも拡大していくのに比例して、経済学以外の社会科学においても、新古典派経済学的手法が積極的に導入されていった。もっとも近年では、実験経済学の登場などにより、合理的選択論の「本丸」的な領域である経済学界においても、この「合理的な人間像」を前提とした研究に疑義を提示するような新しいトレンドが生まれてきている。これらを踏まえるならば、今日、ようやくにして、この「人間像」そして「人間類型」をどうするかという問題を社会科学共通の問題として再考する時期がきたようにも思われる。本研究は、直接的にはこの「人間類型論」を再考することを目的としているが、その延長上には、社会科学の分析枠組みそのものも再検討し、それにかわる方法論を提示する契機の一つにしたいという目的も持っている。

2. 「人間類型」は本質的か構成的か

そこで本研究では、大塚久雄の「人間類型論」を再検討するところから開始をしていきたい。これまた周知のように、ノースの「合理的人間観」を批判する大塚は、一方で近代化論者であって、彼の理想とする「人間」とはすなわち「近代ヨーロッパで生まれた自立した個人」なのであった。ただしノースの「人間」があたかも、本質主義的に前提されているのに対して、これも周知のように大塚の「人間」は「エートス」によって構成される、つまり変わり得るものであると考えられている。本研究の立場は、「人間」が歴史や社会の条件によって構成されるという点においては大塚にひとまず同意するものである。

しかしながら、これも本質主義と構成主義の対立で知られているように、「人間」存在のすべてが構成されるというのであれば、成立している社会現象はすべて固有のものであって、比較することはおろか、特定の社会現象から何か一般的な知見を得ようとする社会科学的研究自体が成立しないことになる。私見では、大塚は厳格な構成主義者ではありえない。なぜなら、大塚の研究はあくまで社会科学を志向しており、そこから一般的な知見を得ようとするものであったからである。

3. 「人間類型論」における本質的部分と構成的部分

大塚の「人間類型論」は、既述のように中世西欧やアジア圏なども射程にいれ、それぞれが固有の人間類型を持つことを想定している。しかしながら、大塚がいつそう強調したのは、前近代的な人間をいかにして近代的で自立的な個人に変えていくのかという点であるため、それ以外の人間類型がいわば背景に引いているという印象は避けられない。また大塚の人間類型は、それが厳格に構成主義的なものではないにしても、どこまでが人間の本質で、どこからが構成された性質なのかという境界線についても明確ではない。

そこで本研究が検討するのは、以下のような諸点である。第一に、大塚的な理想像はカッコに入れ、各社会、各歴史段階で持つ人間類型をフラットに見るという態度を保持しつつ、諸々の人間類型はどのようにして構成されるのかについて、大塚以降の研究の知見を整理することである。第二に、「人間」の本質的部分と構成的部分の境界線をいかにして設定するかという問いである。問題は大きく、また多様な学問領域におよぶと考えられるが、会員諸氏よりご教示、ご批判をいただき、本研究の限界と可能性について検討していきたい。

[参考文献]

大塚久雄、ダグラス・C・ノース、速水融「対談 経済史の基本的問題をめぐって：近代西欧社会の形成」[1980]（ダグラス・C・ノース、R・P・トマス（速水融、穂本洋哉訳）『西欧世界の勃興』ミネルヴァ書房 224-251頁）

小野塚知二[1997]「経済史における人間像—大塚史学の方法をめぐって—問題提起」土地制度史学会 1997 年春季総合研究会、六月二八日、東京大学、http://www.onozukat.e-u-tokyo.ac.jp/1997spring_onozuka.pdf

「地域アート」は地域の問題を解決するのか

開催地の地理的・社会的条件がアート・イベントの評価に与える影響についての一考察

権永詞（千葉商科大学政策情報学部）

キーワード：地域アート、地域活性化、まちづくり、モビリティ、郊外

2000年代以降、地域振興や活性化、まちづくりの「手段」としてのアートに注目が集まっている。だが、新潟県越後妻有の「大地の芸術祭」や神奈川県横浜市のクリエイティビシティ構想などが成功例として注目される一方で、田島悠史によれば、大半のアート・イベントは年間予算が1000万円未満の「小規模地域アートイベント」であり、こうしたイベントの平均継続年数は2.6年と、ほとんど単発のイベントとなってしまう。本研究では、日本における地域系アート・イベントの現状を整理した上で、その成否を測る条件や視点について考えてみたい。

日本の地域系アート・イベントは、リレーショナル・アートやソーシャリー・エンゲージド・アートといった現代アートの強い影響下にある。これらは、完成した作品と制作過程、作家と鑑賞者、鑑賞の場と生活の場といった芸術における様々な境界線を溶融し、それまでの「美術館に展示されたアーティストの作品を美術愛好家が鑑賞する」という形式に対して、「日常生活の場でアーティストがアートに関心のない者も含む無数の人々と作品を共創する」という新しい形式を生み出してきた。

こうしたアートの背景には、商業化・硬直化した既存の芸術への反発やポストモダニズム思想の影響などがあり、それは多かれ少なかれ「反近代」「反芸術」「反体制」の性質を反映している。その結果、近代化の過程で消えたもの／消えゆくものやその記憶に注目するアーティストが現れるようになり、普遍的で不可逆的な時間のなかに固定される作品よりも、一時的な場所やものとの関わりなどを表現する作品が志向されるようになる。このことが、アートに、「特定の場所へのこだわり（サイトスペシフィック）」という性質を付与し、それが地域振興やコミュニティの再生といった地域社会の問題意識と合致することで地域系アート・イベントへとつながっていく。

幾つかの成功事例が生まれたことから、日本の各地で様々な地域系アート・イベントが開催されるようになったが、前述のようにそこには多数の「失敗例」も含まれている。「失敗」の要素としては(1)集客ができない、(2)継続ができない、の2点が挙げられる。吉澤弥生が指摘するように、日本の地域系アート・イベントは資金面や制度面で行政の支援に依存していることが多く、その行政はアート・イベントに対して集客数や経済効果など目に見える成果を求めがちだ。だが、アート・イベントはその成果を数値化して評価することが難しく、そのためコストに見合った「集客」がないと支援が打ち切られ、結果、継続ができないということになってしまう。そうすると、アート・イベントを主催するプロデューサーやアーティストの側にも、「継続のための集客」を優先したり、あるいは作品が景観や観光資源として「売れる」ことを目指すような傾向が生じるようになる。

こうした現状は、批評家の藤田直哉や社会学者の北田暁大によって、地域活性化がアートに優越する「地域アート」の問題としても指摘されている。そこでは「アートであるがゆえに可能」というアートの自律性が軽視されがちで、地域振興の名の下に制作・展示される作品が「アート」であることを、誰が、どのように保証するのか／できるのか、という本質的な課題が問われることがなくなってしまう。

では、こうした状況を打開し、アートの自律性を維持しながら「地域」と「アート」を結合させるために考えるべきことはなにか。その一つは、現代アートのサイトスペシフィックという性質を、イベントの受け皿となり得る地域社会の側がどのように自覚し得るのか、そのための条件を整理することだろう。

ある地域の固有性や特殊性には、鳥瞰図的な視点と虫瞰図的な視点の両方から接近することが可能である。「地域アート」において優れた作品を制作するアーティストは、その多くが虫瞰図的なアプローチを採用する。その土地に足繁く通い、一時的なものだとしてもその土地に住まい、その土地の人々との対話や討議を通じて作品を構想・制作していく。アーティストは、そうした「フィールドワーク」を通じて、はじめからその土地の風景や人々といった特殊なものに触れていく。

これに対して、より一般的な視点から「高度」を下げながら、その土地の固有性を見出していく鳥瞰図的な接近方法がありえる。例えば、本研究でとりあげた千葉縣市川市と茨城県ひたちなか市について言えば、それぞれ首都圏に位置する中規模都市のベッドタウンという点で共通しているが、東京からの距離や人口に対する観光客数の比率、文化振興政策の有無、高等教育機関の数など、文化政策の観点から「高度」を下げると、そこで開催されるアート・イベントの持つ意味は大きく変わってくる。具体的には、地域住民のための景観や関係づくりなど「定住人口」が重視される市川市に対して、ひたちなか市においては地域外の人々との関わり、いわゆる「交流人口」や「関係人口」の増加が重視されるといった違いとして表れる。

こうした鳥瞰図的な方法は、おそらく「地域アート」を、後援・共催・維持していく側に有効な方法であるが、アーティストや「共創」のパートナーである地域住民たちの虫瞰図的なアプローチに比べるとその探求は不十分と言わざるを得ない。本研究で試みたケーススタディーを蓄積していくことが、まずはその一助となるだろう。

参考文献

- 田島悠史. 小規模地域アートイベントの有用性と持続性に関する研究-みなとメディアミュージアムを事例として-. 慶応義塾大学, 2014 年, 博士論文.
- 吉澤弥生. 芸術は社会を変えるか? 文化生産の社会学からの接近. 青弓社, 2011 年, 242p.
- 藤田直哉. 地域アート——美学／制度／日本. 堀之内出版, 2016 年, 456p.
- 北田暁大ほか. 社会の芸術／芸術という社会-社会とアートの関係、その再創造に向けて. フィルムアート社, 2016 年, 352p.

地域イベントにおけるグラフィックデザインについての検討

『真間あんどん祭り』における広報物制作を事例として

吉羽一之（千葉商科大学政策情報学部）

キーワード：地域 イベント広報 デザイン教育 情報伝達 グラフィックデザイン

本発表は、地域イベントの広報物制作において、開催日や場所等の情報を単に体裁良く視覚化するに留まらず、地域の特色をどのようにして盛り込むことができるかを検討するものである。本発表で事例として用いる『真間あんどん祭り』は、千葉縣市川市真間の弘法寺にて、2018年7月22日に開催され、今回で4回目となる。千葉商科大学では、人間社会学部のプロジェクトとして、企画、広報、ワークショップ、当日運営などを行なっているが、『真間あんどん祭り』は大学が主催ではなく、真間地区の周辺の商店街の有志を含めた実行委員会が結成されており、地域が主体となったイベントである。2017年の開催時より、実行委員会より記録映像制作が政策情報学部へ依頼され、同学部の棚沢順教授と学生有志がその制作を担当した。今回は記録映像の制作に加えて、イベント告知、事前に開催されるワークショップの案内、イベント当日に配布されるプログラムの制作の依頼を受け、発表者のゼミナールの学生が担当することとなった。

発表者のゼミナールではグラフィックデザインを中心とした指導を行っており、技術的な演習に加え、学内、学外からの案件を受注し、実践的な制作に取り組んでいる。広報物の制作におけるワークフローとして、まず、依頼者からの情報提供を受け、その情報を精査、理解する。次に、視覚化における文字、図版等を検討し、紙面デザインのイメージの検証を繰り返して、発信される情報と受信者に適したデザインを構築する。グラフィックデザイナー志望の学生を多く有する教育機関では、演習内容の大半にデザインにおける文字や図版を含めた技能に重点が置かれる場合が多いようだが、発表者は、発信依頼を受けた情報の精査と理解がより重要と考える。さらには発信される情報のみならず、情報の発信源となる場への理解に重点を置いている。

本発表の事例として、発表者のゼミナールの学生が制作を担当する以前のものと今回制作した広報物を比較する。まず、事前に開催されるワークショップの告知を比較すると、小学生を対象とした行灯制作に対して、書体の選定やイラストの制作については、前回よりも質の高いものが制作されている。イベント告知についても、行灯の光をモチーフとしたイベントのタイトルや全体の配色、プログラムが同時並行することをふまえて時間情報を強調している点、裏面は前回の地図を元に必要な情報を整理し、受信者に小学生が多いことを想定したデザインが施されている。プログラムは両面モノクロ印刷という条件の中で、当日の参加者の流れを考慮し、会場マップをより大きく扱えるよう、前回のプログラムからページ構成から見直した。三種類の広報物において、どれも前回よりも視認性や可読性の向上が見られるが、市川市真間が認識できる要素は文字情報以外に盛り込めていない。

ここで、情報発信源の場への理解が成されているのではないかと期待できる事例を取り上げる。発表者のゼミナールでは2018年4月より、社会福祉法人「一路会」より施設紹介のためのパンフレット制作を受注した。2018年9月の時点では、まだアイデアスケッチの段階だが、その理由として、施設や利用者、介護士への理解を深めるため、説明会や施設見学会、そして、他学部で福祉を学ぶ学生たちとのディスカッションに時間を費やしていることがあげられる。依頼を受けた直後は、施設の内容をいかに体裁良く、紙面にレイアウトするかが、担当学生の中でイメージされていたようだが、施設スタッフや他学部の学生とディスカッションを繰り返す中で、利用者やその関係者は施設利用に辿りつく際に紙媒体から情報を得ることが少ない、また、介護を担当する人材が不足しているという点から、受信者は、利用者から介護施設に就職を検討している学生へと移行しつつある。また、実際に施設を見学した際に、単なるリハビリは精神的な負担になるが、何かをすることで体を動かし、楽しさを感じるといった取り組みされていることを知った。その一例として、牛乳パックで再生紙を生成して制作されたコースターを見たことで、利用者が手作りされた紙をパンフレットの一部に用いる、もしくは付録してパンフレットに加えるなどのアイデアが担当学生より提案された。現時点ではまだアイデアの提案といった段階だが、牛乳パック再生コースターは他の施設では取り組まれていないため、その施設独自の特色が盛り込める可能性があると考ええる。

施設紹介のパンフレット制作においては、十分な時間をかけ、対象となる場への理解と体験が実現できつつある。一方、『真間あんどん祭り』においては、それらの点が欠けていた。地域の情報発信におけるグラフィックデザインの課題として、場への理解と体験に対する十分な時間の確保もさることながら、対象となる場の中から何を抽出し、紙や印刷技術の可能性とどのように結びつけるかがあげられる。

新たな地域イベントの広報映像の制作とアーティストワークショップ

「真間あんどん祭」のプロモーション映像について

榎沢 順（千葉商科大学政策情報学部）

キーワード：地域イベント、映像、ワークショップ、アート、プロモーション

概要：

今年 4 回目となる千葉県市川市の「真間あんどん祭」は地元大門通、会場となる真間山弘法寺、市川市、千葉商科大学人間社会学部の有志の集まり「真間行灯ライトアップ企画実行委員会」によって運営されている新しい形の地域のお祭である。

市川をもっと盛り上げたいという地元の有志の声掛けから手探りで 4 年間継続し徐々に市民の認知も得始めるところまで来ている。

去年より筆者が参加し、祭を周知すべく映像による広報を行うようになった。それにより映像によるアーカイブの重要さと広報の力を認めてもらうことができた。

しかし、単に映像のプロモーションがあればよいという事ではなく、何度見ても飽きない映像クオリティと短くポイントをまとめ上げる構成力が重要であると考え。どんなに予算のないイベントであっても素人が撮ったと分かる映像よりは高いクオリティの映像で広報したほうが良いに決まっているし説得力が違ふ。

当発表はあまり表に出ない映像クオリティをどの様に創り上げるのかと、今年の新しい企画であるアーティストによる子供たちとのワークショップ企画の取り組みについて発表を行う。

広報映像制作：

去年、今年とイベントの映像制作において撮影を行ったのは、ほとんど素人といってよい学生（1 年、2 年が中心）たちである。当然カメラの扱い方も完全には理解されておらず、どの様に撮ったら印象的な映像になるかもあまり考えず撮影を行っているうえに、夜にあんどんの光を撮影するという難易度の高い撮影も含まれている。

もちろん事前にどの様な絵が欲しいかは伝えているが、良い映像になるかは撮影者の熟練度により左右するので、経験の少ない学生では期待することはできないし実際今回の撮影でも不備は多くあった。

しかし完成した作品は去年も今年も多く多くの市民や関係者から十分に満足感をえるほどの仕上がりになっており、市川市も広報映像として使用するほどクオリティも申し分ない。どのような方法により結果のグレードを上げるのかを発表において詳しく述べる。

現在のデジタル技術を用いれば最低限カメラの扱い方さえ教えた程度の素人カメラマンでも編集作業でクオリティを自在に創り出すことが可能である。

デジタル技術といっても特別な機材が必要なわけではなく PC と adobe 等のプロの現場で使われている編集ソフトを用意するだけである。特に最近は低価格あるいは無料

で高度な手法をオペレートできるソフトが提供されている(Blackmagic DaVinci Resolve など)。

編集において重要なポイントはクロップ(Crop)とカラーグレーディング(Color Grading)である。映像スタッフに一人でもカラーグレーディングをマスターした人がいるだけで可能性は無限大になるといい。

カラーグレーディングを成功させる条件としてはカメラが対数(Logarithm, Log)を利用して光の階調を数値化し記録する方法が取れることが重要である。加えて映像の色深度が 10bitYUV4:2:2 で記録ができればさらにクオリティを確保する条件が整う(普通は 8bitYUV4:2:0 が多い)。〈図 1、図 2〉

Log 記録された映像はコントラストの低いいわゆる眠い絵になるが、Log と対応した LUT(Look Up Table)を使用することで自在なカラーマッピングと Look を得ることが可能となる。

最低限必要な技術的課題をクリアすれば熟練度に関わらずあるレベルの映像は誰でも創り出せる時代になった。その利点を利用するだけで受け取られ方は格段に上がる。

アーティストワークショップ：

今年新たな試みとして若手アーティストに参加してもらい、子供たちと一緒にあんどんを制作するワークショップを企画実行した。

若手のアーティストを募集することで、地域でのアーティスト支援と育成に対する意識を高めたいというコンセプトを提案した。

空家問題等地域行政が持つ問題点のひとつの解決策として若いアーティストに宿泊と仕事を提供し、地域と一体となった作品制作と発表を行い同時に文化的にも教育的にも地域活性に寄与できる可能性は大きいと考える。

まだ始まったばかりのプロジェクトなので、まずはアーティストと子供たちのコラボレーションあんどんの制作ワークショップという形態から始めたが、今までにない子供たちの嬉々とした姿に親やスタッフもアートの力に感銘を受けた。

今後当初のコンセプトに近づけるようプロジェクトを広げていくつもりである。

11 月 3、4 日に制作したアートあんどんを市川市のギャラリーにて違った形で展示を行った。上記の手法で制作したワークショップ時の映像〈図 3〉も加え、関わった市民の方も観に来てくださり好評であった。



図 1

図 2



図 3

<MEMO>

基 調 講 演

<基調講演者>

岸 政彦 先生（立命館大学大学院先端総合学術研究科教授）

<講演テーマ>

「人生はストーリーではない

—他者の語りと「約束としての実在論」

事 例 報 告

『移動する「家族」』の映像エスノグラフィー実践

「家族」をめぐる個人の語りを映像化して上映する試み

大橋香奈

世界で国境を越えて移動する人びとが増加している。移動した人びとの多くは、母国や他国で暮らす「家族」とのトランスナショナルな交流を続ける。彼／彼女が生きる「トランスナショナルな生活世界」のなかに立ち現れる「家族」はどのような関係なのか、どのように形成、維持されているのか。彼／彼女の生きられた経験に根ざした語りは、「グローバル化」「メディア化」「個人化」が進む現代世界を生きる私たちに、「家族」とは何か、生きる基盤としての他者とのつながりはどのように形成、維持しうるかを考える契機を与えるものになるのではないだろうか。そのような思いから、映像エスノグラフィーの方法論をベースに、4年間かけて「トランスナショナルな生活世界」を生きる5人の調査協力者と協働し、映像作品『移動する「家族」』を制作した。これまでに本作を全国25箇所上映し、602人の参加者と対話する機会を得た。日本は現在、近代的家族制度と価値観が残る時代の末端にあり、人びとの「家族」をめぐる実態と乖離した状態の法律や制度を見直す必要があると指摘されている。このような状況において、多様な背景を持つ人びとによる「家族」をめぐる語りが共有される場をつくることは重要だと考える。本発表では、「家族」というプライベートな関係性をめぐる個人の語りを調査協力者と協働して映像化し、映像化された語りを多様な場で上映することの意義を検討する。

< 報告者略歴 >

慶應義塾大学大学院政策・メディア研究科助教（有期・研究奨励Ⅰ・非常勤）。大学卒業後メーカーで5年半勤務後、フィンランドでの活動を経て、英国のMet Film Schoolドキュメンタリーフィルム制作プログラム修了。慶應義塾大学大学院政策・メディア研究科後期博士課程修了。博士（政策・メディア）。

水俣における「歴史する身体」

政策主体の拡張可能性をめぐる

下田健太郎

報告者はこれまで、水俣病経験が想起され、その記憶が紡がれていくありようを「モノと語りの響き合い」という視点から明らかにしようと試みてきた。その過程で見いだした要点の一つは、水俣病問題の「解決」をうたった行政主導の政策が幾重にもつくられてきた一方で、水俣病問題が「解決しうる」という前提そのものを問い直す試みが、被害者の側から生みだされてきているという点である。そこでは、政策の改善にむけた行政との交渉や訴訟とは異なった地平において、多様な行為者を繋ぐ（メディアイトする）ことの重要性が浮かび上がってきている。以上を踏まえ、本報告ではまず、「歴史する身体」という視点を手がかりにしながら、語りを身体的行為として位置づけることが、行為者を支えている諸々の結びつきを捉えていくうえで有効であることを示す。次に、2006 年以降に報告者が行ってきたフィールドワークの成果をもとに、水俣病と共に生きてきた人びとによる語りの実践を検討し、それが自然界に立ち現れる兆し、（生き）もの、場所との繋がりや網目においてなされていることを指摘する。そのうえで、政策主体とはみなされてこなかった行為者の声を現し、メディアイトすることの意義について論じることにはしたい。

< 報告者略歴 >

慶應義塾大学文学部助教（有期）。専攻は文化人類学。主著書として『水俣の記憶を紡ぐ：響き合うモノと語りの歴史人類学』（慶應義塾大学出版会、2017 年）。論文として、

“Possible Articulations Between the Practices of Local Inhabitants and Academic Outcomes of Landscape History: Ecotourism on Ishigaki Island” (H. Kayanne ed. Coral Reef Science: Strategy for Ecosystem Symbiosis and Coexistence with Humans under Multiple Stresses, Springer Japan, 2016 年) など。慶應義塾大学大学院文学研究科博士課程単位取得退学。博士（史学）。

<MEMO>

パネルディスカッション

<コーディネーター>

笠井賢紀（龍谷大学社会学部准教授）

<パネリスト>

岸 政彦

（立命館大学大学院先端総合学術研究科教授）

大橋香奈

（慶應義塾大学大学院政策・メディア研究科助教（有期・研究奨励Ⅰ・非常勤））

下田健太郎

（慶應義塾大学文学部助教（有期））

<テーマ>

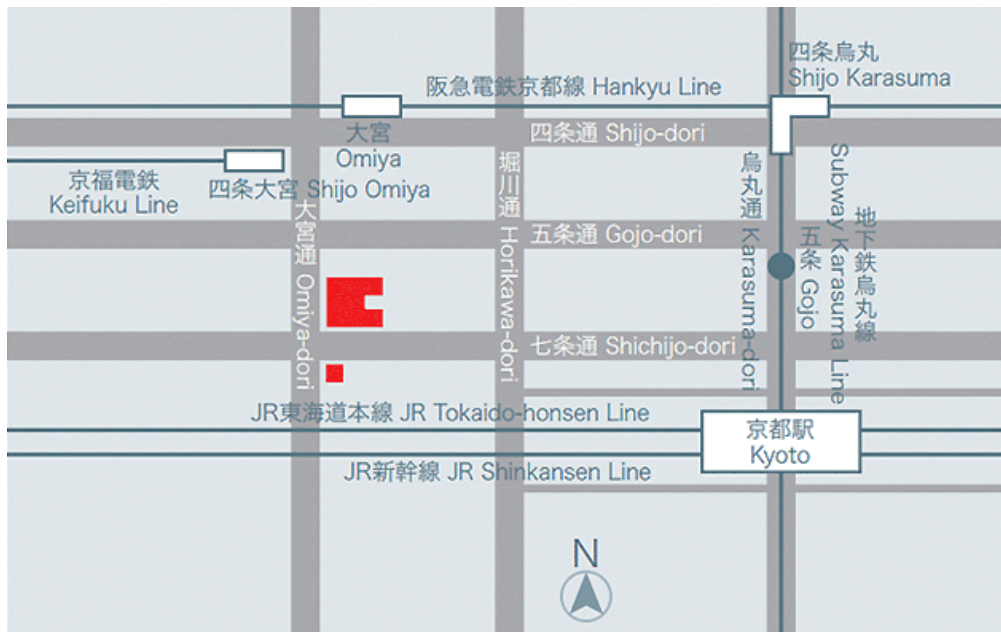
「語りと政策情報」

<MEMO>

<MEMO>

【会場へのアクセス】

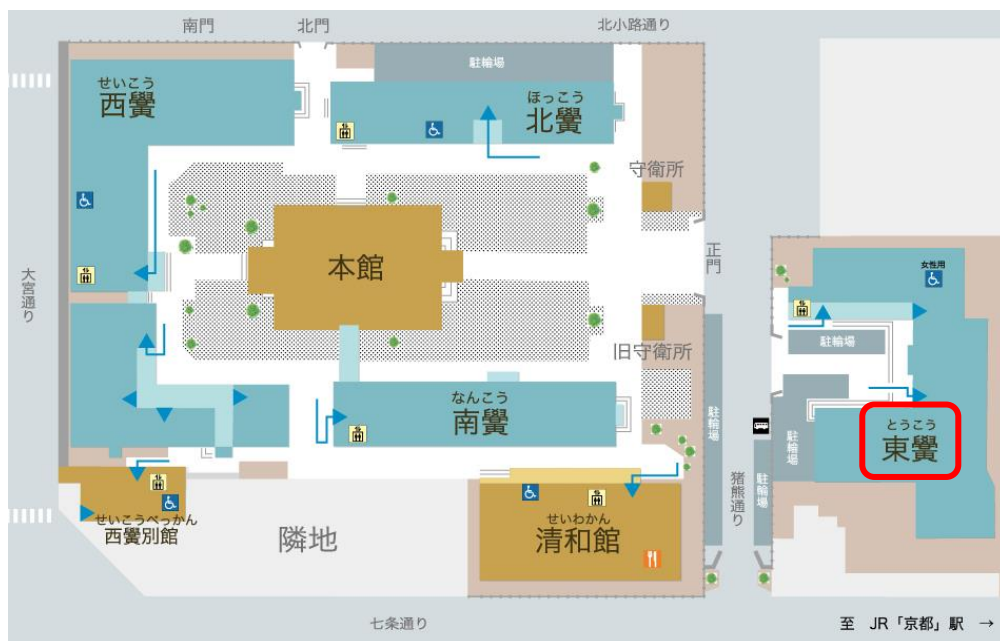
○交通アクセス http://www.ryukoku.ac.jp/about/campus_traffic/traffic/t_omiya.html



■JR でお越しの方

- JR 東海道本線・近鉄京都線「京都」駅下車、北西へ徒歩約 10 分（市バス約 3 分）
- 京阪本線「七条」駅下車、西へ徒歩約 20 分
- 阪急京都本線「大宮」駅下車、南へ徒歩約 20 分（市バス約 5 分）

■キャンパスマップ <http://www.ryukoku.ac.jp/omiya.html>



政策情報学会研究大会一口頭発表に関する規定一

政策情報学会 大会実行委員会

- (1) 研究大会における発表には、「口頭発表」がある。発表内容としては、政策情報学に関係した自由論題とする。発表内容は、必ずしも研究大会テーマに準拠する必要は無く、発表者が直接／間接的に政策情報学に関係していると判断したものを発表することと定める。
- (2) 原則として、口頭発表の申し込みは学会員に限るものとする。ただし、共同発表を行う場合には、筆頭発表者が学会員であれば良いものとする。また学会員は当年度学会費を納入済みであること。
- (3) 他学会において既に発表されたもの、ないしは応募中のものを、本学会に対して二重に申し込むことはできない。
- (4) 使用言語は、日本語または英語とする。それ以外の言語を使用する場合には、事前に大会実行委員会へ相談すること。
- (5) 口頭発表の希望者は、発表申込書と要旨を本学会大会実行委員担当者宛に提出する。提出方法は、(a) 大会実行委員会担当者への E-Mail による提出、(b) 郵送による提出、の2種類がある。なお、研究大会における口頭発表の申し込みの締め切りは、別紙の「政策情報学会研究大会研究発表の募集について」に定められた時期とする。
- (6) 発表要旨は、A4 用紙 1 枚以内として、和文の場合は 11 ポイント、英文の場合は 10 ポイント以上のフォントを用いる。
- (7) 発表要旨は、以下の点に留意して記述する。
 - (a) 題目：内容を明快に反映するものとして、出来る限り簡潔なものとする。
 - (b) キーワード：研究内容を迅速に示すべく、5～10 語句から構成されるものとする。
 - (c) 要旨内容：問題の所在、研究の独自性や重要性、主張や論点などを十分に反映させる。
- (8) 提出された発表要旨は、理事会および大会実行委員会において審査される。その結果によっては、本学会から発表者に対して、修正やリライトを求めることがある。なお、口頭発表採択者には、大会実行委員会から予め発表日時を追加し、予稿集に所収される原稿の執筆を求めるものとする。
- (9) 発表者は、大会実行委員会から指定された期日までに予稿集に所収される原稿を提出する。なお、予稿集の原稿は、『大会発表予稿集』執筆規定に従って作成する。
- (10) 発表者は、当日、各自の発表直前の休憩時間までに会場の受付に到着の旨、連絡を行うこと。

付則

1. 2012 年 7 月 6 日制定
2. 2013 年 11 月 30 日改定

政策情報学会『大会発表予稿集』執筆規定

政策情報学会 大会実行委員会

1. はじめに

大会実行委員会では、大会における会員による研究発表の記録保存を目的として、『大会発表予稿集』を製作する。この予稿集は、紙による冊子ないしは電子出版（CD-ROM）とする。製作は、研究大会の開催にあわせるものとする。

2. 原稿作成

原稿は、一般の学会誌などにおける論文形式と同一のものとする。提出するファイルは全て Word ファイルとする。

3. 記述項目

必須の記述項目は、「テーマ名」「発表者氏名」「所属」「本文」である。必要がある場合には、「サブテーマ名」「共同研究者」を記述する。なお、内容に応じて章節に区切って記述するようにする。

3.1. 原稿のフォーマット

原稿サイズは A4 とし、1 カラム（1 段）、40 文字×40 行、上下の余白は 30mm、左右の余白も 30mm で作成する。

記述する各項目の文字サイズとフォントについては、表 1 に示されている通りとする。また、行の揃えについては、表 2 に示されている方式に従うものとする。

また、参考文献などの記述フォーマットに関しては、科学技術振興機構による『SIST ハンドブック (<http://www.jst.go.jp/SIST/index.htm>)』に示されたものを基準とする。そのため、「SIST02（参考文献の書き方）」に基づく記述を義務付ける。

なお、提出ファイル名は「発表者氏名.docx」とする。

表 1 文字サイズとフォント一覧

項目	ポイント数	フォント
テーマ名	16	明朝
サブテーマ名	12	明朝
氏名（所属）	12	明朝
キーワード	11	明朝
本文	11	明朝
参考文献	10	明朝

表 2 行揃え

項目	行揃え
テーマ名	中央
サブテーマ名	中央
氏名（所属）	右
キーワード	中央
本文	左
参考文献	左

3.2. ページ数

Word ファイルのページ数については、2 ページ以内厳守とする。規定のページ数を超過した場合には、予稿集に掲載しない。

4. 原稿の提出先

発表者は、予稿集に所収される原稿を、完全原稿として研究大会実行委員会委員に E-Mail で提出する。

付則

1. 2005 年 11 月 17 日制定
2. 2013 年 11 月 30 日改定
3. 2014 年 11 月 29 日改訂
4. 2015 年 10 月 8 日改訂
5. 2017 年 9 月 29 日改訂

政策情報学会会員表彰制度内規

政策情報学会 学会賞選考委員会

- (1) 本会は、会員の優れた研究活動および顕著な学会活動を表彰するために、次の各賞を制定する。
 - ・学会誌賞
 - ・研究大会賞
- (2) 学会誌賞
対象者：学会誌投稿時満 39 歳までの会員、もしくは、終身在職権のある研究職に就いていない会員
候補作品：学会誌に投稿され、査読を経て掲載された論文および研究ノート
受賞者数：2 名以内
受賞制限：受賞者は 3 年を越えなければ再受賞できない。
- (3) 研究大会賞
対象者：研究大会報告時満 39 歳までの会員、もしくは、終身在職権のある研究職に就いていない会員
候補発表：研究大会において、研究大会賞選考のための報告会場にて報告されたもの
受賞者数：原則 1 名
受賞制限：とくに制限なし
- (4) 学会誌賞の選考・審査
 - ① 学会誌賞の選考と審査のために、学会誌賞選考審査委員会を設置する。
 - ② 学会誌賞選考審査委員会は、学会賞選考委員会委員長と論文審査委員会委員長および学会誌編集委員会委員長によって構成される。
 - ③ 学会誌賞選考審査委員会は、学会誌賞候補作品を翌年 4 月までに選考する。
 - ④ 学会誌賞選考審査委員会は、選考した学会誌賞候補作品を審査し、政策情報学フォーラム開催時の理事会までに受賞作品を決定する。
- (5) 研究大会賞の選考・審査
 - ① 研究大会賞の選考と審査のために、研究大会賞選考審査委員会を設置する。
 - ② 研究大会賞選考審査委員会は、学会賞選考委員会委員長と学会賞選考委員会委員長が依頼した理事 2 名によって構成される。
 - ③ 研究大会賞選考のための報告は、研究大会開催校の実行委員長が対象となる報告の中から選抜する。
 - ④ 研究大会賞審査委員会は、研究大会賞選考のための報告会場にて発表された報告を審査・決定し、研究大会当日の理事会にて報告・承認を得るものとし、当日中に受賞者に表彰する。
- (6) 審査結果、通知、授与
 - ① 学会賞選考委員会委員長は、選考審査の結果を会長に報告し、会長は理事会に諮り、速やかに承認の手続きを執り、受賞者に通知する。
 - ② 学会誌賞、研究大会賞の授与は、研究大会時に行う。

付則

1. 2015 年 4 月 23 日制定

政策情報学会第 14 回研究大会実行委員会

委員長（常任）	山神 進（立命館アジア太平洋大学名誉教授）
実行委員長	笠井 賢紀（龍谷大学社会学部准教授）
実行副委員長	松本 章伸（大阪大学大学院文学研究科博士後期課程）
実行委員	市川 顕（東洋大学国際学部准教授）
実行委員	濱野 和人（千葉商科大学非常勤講師）

